

第2条第2項の処分料金

産業廃棄物取り扱い品目及び処分料金一覧

| 取り扱い品目 | 内容 | 処分料金単価※消費税抜 (10kgごとに) |
|---------------------------------|--|--------------------------|
| ① 燃え殻 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱しゃく減量15%以下のもの ・ 火気を帯びていないこと ・ 事前に分析検査成績書の提出が必要で無害のもの | 190円 |
| ② 廃プラスチック類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく油分が付着していないこと ・ 有害物質が付着していないこと ・ 液状プラスチック、タイヤは搬入禁止 | 285円 |
| ③ 紙くず | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質を含まないこと ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定業種から発生したものに限り（建設業、パルプ又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業に係るもの） ・ 梱包材のダンボールは除外する | 190円 |
| ④ 木くず | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質が付着していないこと ・ 工作物の除去に伴って生じる廃木材はコンクリートがらや金属くず等と混合されないこと ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定業種から発生したものに限り（建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの） | 190円 |
| ⑤ 繊維くず | <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく油分を含まないこと ・ 合成繊維を除く天然繊維くず | 190円 |
| ⑥ ゴムくず | <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく油分を含まないこと ・ 合成ゴムを除く天然ゴムくず | 190円 |
| ⑦ 金属くず | <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく油分が付着していないこと ・ 有害物質が付着していないこと | 190円 |
| ⑧ ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず | <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく油分、塗料が付着していないこと ・ 有害物質が付着していないこと | 190円 |
| ⑨ 鉱さい | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気を帯びていないこと ・ 事前に分析検査成績書の提出が必要で無害のもの | 190円 |
| ⑩ がれき類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 木くず等の可燃物が除去されていること ・ 鉄筋等が入っていないこと ・ 通常の埋立を圧迫する搬入量が見込まれる大規模工事関連の廃棄物は除外する | 190円 |
| ⑪ 廃プラスチック類を 除く混載 | ①から⑩のなかで②（廃プラスチック類）を含まないもの | 238円 |
| ⑫ 廃プラスチック類を 含む混載 | ①から⑩のなかで②（廃プラスチック類）を含むもの | 285円 |
| ⑬ 処理困難物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定業種から発生したものに限り、建設リサイクル法対象外のものとなる木の根及び柱 ・ その他、破砕困難物と認められるもの | 285円 |
| ⑭ 石綿含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト廃棄物) | 別に定める搬入申込がある場合に限り ※電話にてお問い合わせください | 476円 |

- ・ 処分料金は、取り扱い品目により、実重量に単価を乗じて得た額とします
- ・ 100kg以下のときは、処分料金は料金単価に10を乗じた額とします
- ・ 別途、消費税及び京都府産業廃棄物税が課税されます
- ・ 木片に釘を打ち付けた状態など、単一の素材のみでない場合は混載とします